

## 幫丁をめぐる

——明代の軍戸において——

はしがき

于 志 嘉

明代の軍戸の研究は、今までは衛所軍制や軍屯制度の一環として論じられたものが多く、そのため、一般的な性格の究明に偏っていた。<sup>(1)</sup> わずかに遼東地方について、遼東档案が公表・利用されるようになり、地域研究にもかなりの成果があげられて来ている。<sup>(2)</sup>

筆者はここ数年來、軍戸の世襲制度を初め、軍戸の社会的地位、「原籍軍戸」の軍役負担及び家族の形成・発展等の問題の研究を発表してきたが、<sup>(3)</sup> 「衛所軍戸」については、史料の制約もあり、猶、不明の部分を残してきた。ただ、史料収集をおして、各地域の衛所に賦与された任務（例えば、運糧・海防・边防・京操・屯田等）が異なり、そのため、各衛所が違った発展様相を示していることに気づき、地域別研究の必要性をつとに感じていた。その意味で、岡野昌子氏の「明代遼東における均徭」は大変参考になった。<sup>(4)</sup> しかし「幫丁」の解釈については、筆者は氏とは見解を異にしている。それ故、本稿では、幫丁の成立をめぐる、明代の軍戸における餘丁の役割の変化について検討したい。

## 一 聴継と幫貼について

岡野氏は前掲の論文の冒頭に、李燕光氏の幫丁についての二つの論点を掲げている。即ち、

(1)「幫貼制度」は遼東軍戸におけるの独特な制度である。

(2)当時遼東のすべての衛所の軍戸は幫丁をもっていた。

幫貼制度は明代において少くとも二つの類型が挙げられる。一つは李氏が指摘した幫丁を以て正丁を幫貼する方法であり、もう一つは貼戸を以て正戸を幫貼する法である。後者については、既に筆者は塚集法を論じた時に明らかにし、軍戸に限らず、広く均徭役や駅伝・民壯等にも見られること、正軍・貼戸制は元代の同制度から深く影響を受けていたことを指摘した。又、前者についても、『明史』卷七八、「食貨二・賦役・役法」に、

竈戸有上・中・下三等、每一正丁貼以餘丁。上・中戸丁力多、或貼二三丁、下戸概予優免。

とあるように、貼丁（＝幫丁、第三節を見よう）を持つのは軍戸に限らないのである。(2)の問題については、後に触れる。次に岡野氏の幫丁の見解を検討しておこう。

岡野氏は李氏が幫丁を「封建的搾取関係」の下にあつたとすることに疑問を投げながら、遼東檔案に見られる夥しい数の同姓の幫丁を家人・家丁・義男等と同様の擬制家族員の可能性があると述べている。又、「幫貼餘丁」という表現がある所から、正軍を助ける者が餘丁で、餘丁を助ける者が幫丁であるとの二段階法を取っている。もし、そうだとすれば、軍戸の人丁構成に正軍（＝正丁）と餘丁以外に、幫丁という別な存在を加えて考えねばならず、又、餘丁と幫丁との間に明確な役割分担による区別があつたか否かも考察せねばならない。その上、異姓幫丁の存在についてどう解釈すべきかも問題になってくる。これらの問題を解決するために、まず軍戸内の人丁構成について見ておこう。

軍戸の人丁構成を見る上での好史料が一つある。それは軍政条例である。<sup>(5)</sup>軍役継補や軍装供弁等、軍戸の管理についてすべての規定が収録されており、そこから戸丁の役分担も知ることができる。しかし現存する何点もの軍政条例の中で、幫丁という言葉を見るのはわずかに次の一条のみであつた。即ち、万曆『大明会典』卷一五四、「軍政一・勾補」に、

軍士逃故等項、但缺伍者、例勾壯丁補役、幼丁紀錄、幫丁聴継。

とある。これによると、幫丁は正丁や餘丁と並列に扱われず、壯丁・幼丁という年齢や健康状態を表わす熟語と並列に現われていることをまず指摘したい。壯丁とは一五歳以上六十歳未満の健康な者を指し、軍役に欠員が出ると、継役者として選ばれる。もし、その時に戸内に壯丁がなく、一五歳未満の未成年の場合、それを幼丁と登録し、その丁の出幼を待って差操食糧させた。<sup>(6)</sup>つまり、この条例における壯丁も幼丁も軍役継補を義務づけられる餘丁の一員だが、それでは、同じく餘丁の一員である幫丁に課す「聴継」とは、いかなる内容をもつものだろうか。

聴継の語義は軍役継補を待つという意味のあることは容易に推察できる。軍政条例を調べると、この言葉は正統以後の条例に盛んに出て来る。実例を挙げれば、『皇明制書』卷二一、「軍政条例」に、正統元（一四三六）年のものとして、次の一条がある。即ち、

浙江等布政司并直隸蘇松等府州縣人民中間、多有父祖從軍、子孫畏継軍役、不於本戸附籍、却於別州縣過継作贅、或冒他人戸籍、或寄異姓戸内。（中略）榜文至日、俱限兩月以裏赴所在官司首告改正、与免本罪。仍令收入本戸聴継軍役。

とある。戸籍を偽造してまで、軍役を逃避しようとした軍戸に自首の機会を与え、自首した者を元の戸籍に収めて軍役に「聴継」させるといつている。ここで使われている「聴継」には先述した語義のほかに特別の意味が附加されているとは思われず、又、具体的にどのような軍役なのかも示していない。

「聴継」がある種の意味をもたせて使われるようになったのは隆慶六（一五七二）年以降である。譚論等輯、『軍制

条例』卷二、「實在另開見役聽繼」（隆慶六年）に、

今後攢造軍冊、務照本部節次題准事理、并發去格式、除祖戶名不許擅為更易外、其餘戶丁審掇的確正名、照例分

立新収・開除・實在。仍於實在項下另立三款、一曰見役、下係軍丁某人、二曰聽繼、下係軍丁某人・某人。

とあり、軍戸内の丁を見役と聽繼の二項目に分けている。また、同書卷五、「清出軍人另審軍繼」（隆慶六年）に、

今後如遇清出軍丁、除正軍外、仍於戸内另審一般實戸丁聽繼。如有逃亡、即勾聽繼之人應補。

と、聽繼は殷實戸内の丁であり、正軍の逃亡に備えて預じめ指名された者であることが分る。ここでも軍役を継補することが務であり、幫貼（軍装を助ける）することが義務であるとは言っていない。

聽繼と幫貼の二つの用語が同時に出現した次のような用例をもって更に検討してみよう。同『軍制条例』卷二、「寄籍餘丁聽繼軍伍」（成化十二年、一四七六年）に、

先年有司寄籍餘丁、有遠調二千里之外、後調衛所正餘不缺、果有田宅墳塋在於原籍衛分、餘下人丁聽留一丁在有司看守、種弁糧差。其餘人丁俱収原衛所操守城池。（中略）其後〔調〕衛分若在千里之内、及無改調衛所者、

戸下舍餘俱隨見在衛所、相兼正軍操守、聽繼幫貼。

とあり、聽繼と幫貼は共に餘丁の負担とされている。しかし、この条例で最も注目すべきは、所謂「寄籍餘丁」の存在ではなからうか。従来の研究は軍戸を原籍と衛所の二部分に分けて論じてきたが、この史料によって、衛所の改調や田産の購入等に従い、原籍と後調衛所に戸丁がいる外、時々原衛所や後調衛所所在地の有司にも寄籍餘丁が存在していたことが分る。それは明代の軍戸は分戸できないためであった。寄籍餘丁は有司において徭役負担がなく、只糧差を弁納するだけでよかった。彼らに課する役は即ち衛所軍役への聽繼幫貼であった。寄籍軍戸に対する明朝政府の政策は必ずしも一致せず、寄籍餘丁の差役分担については今猶不明な点が多い。只、以上述べた所をまとめると、凡そ次のことが言えるのではなからうか。即ち、明代の軍戸丁は正軍を除いてすべての人丁が餘丁と呼ばれ、彼らは原籍にあらうと、衛所にあらうと、又寄籍してしようと、軍役への聽繼幫貼が共通の任務であった。ところが、隆慶以

降、少くとも原籍においては継役者として「聽繼」すべき者が預じめ指名されるようになり、特定の人の負担となった。この聽繼する者が幫丁と呼ばれていたかどうかは明らかでないが、遼東檔案に見る在衛の幫丁とは違った存在であることは確かである。

次に衛所軍戸に目を向け、餘丁の役割の分化について検討を加えたい。

## 二 衛所軍戸における餘丁の役割の分化

餘丁の役割を論じる前に確認すべきことは、明初以来、明朝政府は餘丁の在營人数についてどのような規定をしていたかということである。『明宣宗實録』卷一〇〇、宣德八（二四三三）年三月壬午の条に、

詔減軍衛餘丁之在營者。先是、有言興州衛軍有挈其全籍丁男二十餘人在營、避免賦役。下行在礼部會官議。請如旧制：除正軍家屬外、每軍選留一丁協助、餘悉遣歸有司、以供賦役。於是行在兵部右侍郎王驥亦奏：内外衛所及各王府護衛軍旗・校尉・鼓手人等餘丁在營多者、往往類此、所司略不遵行旧制遣歸。請通禁約：軍丁在營不得過二人、如有怙終不遣及遣而不歸者、御史・按察司治其罪。皆從其言、故有是命。

とあり、衛所軍戸においては、正軍家屬以外に餘丁一人の在營しか許されていなかったにもかかわらず、宣德年間に至って、内・外衛所共に在營餘丁数が増大していたことが分る。在營餘丁を一人に止め、彼の任務は正軍を協助し幫貼することであり、それ以外の者はすべて原籍に帰らせ、賦役の供弁を義務づけていた。しかし、衛所側がその政策をきちんと遵行しなかったため、衛軍は原籍戸丁を衛所へ呼び寄せ、賦役の逃避を謀った。そこで、政府は賦役重視という原則の上で、軍戸餘丁に対しても原籍主義を申明する処置を再び取ったのである。

しかし、洪武初年より六十年も経た宣德年間において、在營餘丁が膨脹して来たのも寧ろ自然な成行である。中には原籍を知らず、帰らせようのない者もあった。その上、同實録卷八一、宣德六年七月辛巳の条に、

四川布政司左參議彭謙言：四川成都前等衛・雅州等千戶所旗軍自洪武間從軍、子孫多有不知鄉貫者、亦有原籍無

戶名者、今但正軍・餘丁一二人<sup>10</sup>在營、其餘老幼有五七人至二三十人者、各置田莊、散處他所、軍・民・糧差俱不

必弁。乞行四川都司及撫民官勸實、就令各於所在有司附籍、弁納糧差、聽繼軍役。庶丁糧增益、版籍清明。從之。とあるように、原籍に戸名がなく、衛所近辺で田産を購入し、在營しないで、原籍と衛所の両方の管理から免がれて

いた者も多かった。こうした既成事実を目前にしては、政府側は賦役重視という原則に基いて、餘丁をその田産所在

地に寄籍することを認めざるを得なかった。しかし、先に挙げた宣徳八年の詔令を見ても分るように、この一件は特

例であり、この段階においても明朝政府は原籍主義をまだ放棄しようとはしていなかったのである。

尚、在營餘丁数の増大とともに、衛所軍役の内容も時代に伴ない、複雑になりつつあった。明初において、衛軍は

征伐・操守・屯田が主なる任務であったが、永樂中期以降、国都の北遷に備えて大量の軍力が漕運や京操に投入さ

れた。<sup>11</sup>その上、養馬・駅遞・修船・物料弁納乃至様々な臨時工役も衛軍に課せられるようになり、衛軍の負担は重く

なる一方であった。そのため、餘丁への課役も行なわれざるを得なかった。実録によると、洪武年間では、衛軍の差

役と言えば、殆ど正軍だけを対象としていたのに対し、永樂の後半にもなると、餘丁も対象されるようになる。『明

太宗実録』卷二二六、永樂一九（二四二）年四月甲辰の条に、

近年營建北京、官軍悉力赴工、役及餘丁、不得生理、衣食不給、有可矜憫。宜勅軍官加意撫恤、增給月糧、寬餘丁差徭、使給其家。

とあり、北京の建設に餘丁が駆出されている。又、『明宣宗実録』卷七九、宣徳六年五月丙寅の条に、

上謂行在兵部尚書許廓曰：朕素知軍士艱難、嘗有命：凡軍士皆免餘丁一人差使、俾得生理、供給正軍。所司不遵

朕言、以其餘丁赴工。（下略）

とあり、餘丁一人は必ず免役されるべきであったにも拘らず、宣徳年間には、その餘丁さえ工役に使われる事態とな

ったことを語っている。

餘丁免役についての規定は『明宣宗実録』卷五七、宣徳四年八月癸未の条に、

存恤軍士、依宣徳四年二月勅、每軍一人免本郷戸下一丁差役、如在營有餘丁、亦免一丁、令得專一供給資費。

とあり、宣徳四年二月より実施された。それ以前の相關規定では主に原籍軍戸を対象とされていたが、この一条によつて衛所餘丁も一丁の免役が許されるようになった。

免役餘丁には正軍を幫貼する任務があったため、この意味において、免役餘丁は幫丁と言っても差支えないだろう。しかし、宣徳年間には、まだ原則としては餘丁の在營人数が一人に限られており、免役者をことさら特定する必要が

なかった。しかし、実際には在營餘丁数の増大は各地で見られ、また衛所による餘丁に対する課役も無視できない状

態にまで進行していたため、政府としても何らかの方法で餘丁を衛所制度に再編成せざるを得なくなっていた。『明

宣宗実録』卷一〇一、宣徳八年四月癸卯の条に、

初行在兵部右侍郎王驥及成国公朱勇等奏：比奉勅於京師諸衛選記録幼軍万人操練、今止得千餘人、宜選諸衛軍士

中丁多者足之。上曰：彼既一人当軍、又選一人操練、恐難資給。命尚書・侍郎・都御史計議。覆奏：旧例諸衛軍

士除正軍之外、存一丁資給、餘遣還有司供徭稅。今京師諸衛軍士在營有三丁以上至七八丁者、止一丁當軍、餘皆

無役、不肯還本郷。宜於三丁以上者選一丁、餘聽在營生理、供給軍裝、亦軍民兩便。上從之。

とあり、新たに軍役が要求される時、餘丁数が三丁以上の軍戸より一丁を選出して軍役者にし、他の餘丁は軍装供給

という任務が与えられている。これにより、餘丁にも正軍役に服す人と軍装を幫貼する人との別が設けられるようにな

った。

言う迄もなく、在營餘丁数の増大はすべての軍戸に見える現象ではなかった。正統三（一四三八）年于謙の報告によると、当時各地の逃・故軍士は一二〇万餘名に達したという。<sup>12</sup>その内、当然、故絶して一丁も残らない軍戸も多数

あった筈である。確かにこの頃にもなると、衛所軍戸は両極化し、重役に耐えられず逃散した者がある一方、他方、

在營餘丁数が増大しつつある家族もかなり存在した。前者に対して、政府側は清軍御史の派遣を常例化し、衛軍にも

在衛立籍の政策を取る等、種々の面で積極的な軍隊清理政策を講じたが、長年の積弊のため、効果があまりあげられなかった。<sup>(13)</sup>そして逃散者の増大にともない、在營餘丁へ益々大きく依存するようになったのである。『明英宗実録』卷二二四、正統九年十二月甲寅の条に、

勅右都御史陳鑑曰：（中略）甘肅前選精壯餘丁備用、果有不敷、亦須酌量丁力添選、処置得宜、人必悅從。今聞爾等不論貧富多寡、見丁選用、人將何堪？爾即同總兵等官酌量、果有餘丁二三丁者選一丁、四五丁者選二丁、七丁者選三丁、八九丁者選四丁、十丁以上者選五丁。若已選在官者、照例存留強壯者備用、例外多餘者皆放棄家生理、幫助軍資。不許該管官旗託此生事、拘留役占。

とあり、餘丁を軍役に選出させたにもかかわらず、尚足らず、再度餘丁を選出している。その際、選出された餘丁（以下、選充餘丁と呼ぶ）に一人乃至二人の幫助餘丁を与える所は正軍と同様だが、再度の選出により、多数の軍役者を出す軍戸が出現した。ある意味では、正統以後の衛所制度はこのような在衛大家族の存在なくしては維持できなかったと言えよう。

選充餘丁に幫助餘丁を与え、彼らを正軍並の軍役につかせる方法はその後、軍額補欠の手段としても広く使われた。それ以前、軍戸一戸につき、正軍役が一人に限られ、すべての在營餘丁はその一人を聴継・幫助すればよかったが、選充餘丁が軍役に駆出されるようになると、幫助を確保するため、各軍役者が特定の幫助餘丁を指名し、冊籍にそのことを明記するようになった。この場合、他の任務をもつ餘丁と区別すべく、幫助餘丁を幫助と名付けたのではないだろうか。つまり、餘丁の役割の分化によって幫助という役割分担者が成立した。それでは、遼東檔案に見る異姓の幫助について、どう解釈すべきだろうか。次に、遼東檔案の当該史料を分析しながら、幫助の存在形態を観察してみたい。

### 三 幫助について

遼東檔案に「遼東各衛所辺堡官軍下餘丁舍丁等納銀名冊」（万曆五十九年）と「遼東都司各衛在冊軍餘名冊」（時代不明）の二点がある。<sup>(14)</sup>共に衛所軍餘の役内容を詳しく記録する名簿である。その掲載方式の一例を挙げると、例えば、七六頁に、

一戸軍人廖得敬下旧管一十五名、新収無。

奉明開除一名：廖景元。实在軍餘一十四名。

煎塩軍廖錢良、幫助二名：廖景佐、廖景倉。

黃骨島軍廖景祥、幫助二名：廖隆、廖仲拳。

險山軍廖天佑、幫助四名：廖景柏、廖景、廖景瑞、廖佐。

幫盤山軍温志学下廖景恕。納故（故）絶軍陳二塩軍廖天明。改編土兵一名：廖存児。

とある。廖得敬の名前は戸名として挙げられているが、实在者のリストには見えず、軍祖の名前かと思われる。<sup>(15)</sup>戸名の下に、旧管・新収・開除・实在の四柱で戸内軍餘数の変動が示され、最後に实在軍餘の名前と各々の役分担が具さに記されている。廖得敬戸の場合、一四名の軍餘はすべて力差に服しており、<sup>(16)</sup>軍も幫助とは力差をする者を見なし、幫助を力差の名称である如く見ていたと思われる。しかし、遼東檔案を更に繙くと、例えば二二八頁に、

一戸軍人李思名下糧差、正屯軍小草糧七石：国時、幫助：国天才。  
という例もあり、幫助は屯軍につき場合は糧差になっている。

幫助に当った幫助がどのような役を負担したか、この史料からは分りようがないが、同檔案に万曆十二（一五八四）年のこととして、遼東鎮守衙門が正兵營家丁を審編<sup>(17)</sup>再編成した一件が載せられ、参考にできる。この一件は全

部で十二点の呈文から構成されていて、いずれも破損が激しく、全貌を窺いにくい。凡そ次のことが言える。即ち、当時河東家丁の再編成の時、各衛の人丁は概ね多く、正丁<sup>11</sup>正班家丁一人に副丁一人と幫丁三<sup>12</sup>五名を与えることにした。正・副丁が輪番で役に応じ、幫丁は三人の場合、年に銀二兩七錢ずつ出されたのである。この点については、『明世宗実録』卷四九六、嘉靖四十一年五月丙戌の条に、

以南京池河新營兵變、詔罷南京兵部尚書江東回籍聽用。池河營設在江北、其兵係南京飛熊・英武・広武三衛軍餘共三千人。每歲春秋、分番操守。計在營凡四月、月給糧三斗。後以軍裝什物・往來僦賃之費不給、復人給幫丁一名、助銀六錢、相沿二十餘年矣。

と、やはり銀を以て幫貼したとある。或いは銀經濟が普及したため、こうなったのであろう。

幫丁の選出については、先掲の呈文に次のような一節がある。即ち、一一八頁に、

(前略) 依蒙会<sup>13</sup>照名審編。除各家丁本戸有丁者、即于本戸内審派、如本戸果無人丁者、方許異性〔姓〕人丁内編定名。副班及幫丁名缺、該宮移文各衛、呈請本寺道另再查明補之。

と、家丁戸内に餘丁がない場合は、異姓から幫丁を選出したとある。又、同档案六五八頁に、

万曆七年十二月内、有原掌定遼左衛印指揮郭維藩、奉文抽塚鐵嶺城軍。本官前到歪頭山屯、查得曾国仁・曾世奎二名俱係流移無差、各家道殷實、將曾国仁編充鐵嶺城正軍、撥給本戸未到空丁曾三(即曾麻子)・曾四(即曾国卿)・曾冬子・曾国宇四名作為幫丁。其曾世奎亦編正軍、另撥外戸未到空丁宋保友、并先未故蘇天庶・常得時・王友倉四名、各操備供幫不<sup>14</sup>缺。

とあり、異姓幫丁の成立は塚集法によったことは明白である。明初において大量の軍隊が要求された時、よく塚集法を行なったが、それは正軍戸に貼戸を与えるためであった。民戸内の戸丁数を考慮せず、機械的に三・四丁毎に一丁を出させて正軍とし、他の人丁を貼戸丁としたため、貼戸と正軍戸とは異姓の場合が多々あった。<sup>15</sup>永楽以降、民戸丁を対象とした塚集は殆んど行なわれなくなったが、宣徳後期より、代りに衛所軍戸の在營餘丁から軍役者を選出する

ようになったことは記述の通りである。初めは人丁の多い戸から軍を抽出したが、やがて軍役への要求が多くなり、同戸ではない者迄も塚集するようになったのではなからうか。万曆七年、遼東で鉄嶺城軍を抽塚した時、曾国仁と曾世奎の二名が共に正軍に編充されたが、その時、曾世奎に与えられた四名の幫丁は共に外戸<sup>16</sup>異姓人丁であった。

こうして、軍も幫丁も家族の枠を越え、故絶者に継補者が要求される場合も、同戸内から人丁を求める必要はなくなったのである。遼東档案に次のように、

糧差、納故軍郭得二下糧七石、一名：王世淵。幼丁一名：王搬不動。(二〇三頁)

糧差、納逃故軍劉愁兒糧七石、二名：張三漢・張大漢。(二〇〇頁)

と異姓の代役者のある戸が屢見られる理由は正にここにある。明初以来、政府は軍戸制度を取り、軍役を確保してきたが、ここ迄くると、軍戸間にあつた、各軍戸の独立性はなくなり、他戸に属すべき軍役も分担せざるを得なくなつた。

さて、軍と幫丁の人数の比率であるが、前述の名簿からそれらを拾ってみると、例えば九七頁に、

義州軍一名、幫丁四名。

開原軍一十六名、幫丁三十二名。

汎河軍六名、幫丁一十五名。

〇〇召集軍二名、幫丁十名。

守治台軍五名、幫丁四名。

とあるように、大きなばらつきを見せている。全体から見ても、軍一名に幫丁二名の場合が最も多かったが、守治台軍のように幫丁一名乃至皆無の場合もある。第一節に李燕光氏の説を掲げ、当時遼東のすべての衛所の軍戸は幫丁をもつていたとあるが、実際そうとは限らないのである。これは塚集当時、餘丁数が極端に少なかったためか、或いは指名された幫丁が死亡して代替者がいままにしていたためか判断がつかない。幫丁数の不一致は軍役に又、不公平を

生じさせる要因になるが、政府としてはこのような事情を坐視し、改善しようがなかったようである。

以上、遼東檔案を通して幫丁の形態を観察したが、最後に幫丁という言葉自体について少し触れたいと思う。幫丁は軍役に幫貼するという役負担より名を得、初めから幫丁と呼ばれた訳ではなく、明代の史料にも種々の呼び名が見られる。例えば『皇明経世文編』卷二三〇、曾忭『曾都諫奏疏』「正名罪愆擧用以杜姦萌疏」に、嘉靖十四年に発生した広寧兵変について、

各軍聞知云：你将我貼丁不与、又将糧銀減半、今還寫本害我。各呐喊撞鐘打鼓齊入、將都察院門打開擁入、將呂經踢打、肘鐙送監。

とあり、遼東の幫丁は貼丁とも呼ばれていた。又、『明世宗実録』卷四九四、嘉靖四十年三月丙子の条に、

刑部侍郎趙大佑奏：伊府原額護衛軍二千名、今多至一万四千六百五十餘名、(中略)宜如正額存留守禦宿衛、

仍每名量留供丁三名、餘發洛陽果收籍、編入凶甲、納弁糧差。如遇正丁・供丁故絶、照數徵補。兵部議覆。從之。とあり、供丁は幫丁と同性質の者だと分る。只、伊府護衛の場合は軍役への要求が原額のままで、正丁一人に供丁三人を分配した後に残った多くの餘丁は有司への寄籍が命じられ、糧差の弁納に務めさせられ、遼東とは全く違う様相を示している。これによっても明末における衛所の形態の地域差が窺える。

## おわりに

本稿は軍戸内の餘丁の役割りの分化から幫丁成立の契機を説明してきた。要するに、幫貼制度や塚集法は明初よりあり、広く軍役、灶役乃至一般徭役で行なわれていたが、宣徳中期以降、在營餘丁数の増大や衛所軍役の複雑化ともない、餘丁も軍役に駆出されるようになり、そこで幫貼を確保するため、幫貼任務を課す丁を特定するようになった。指名された者は幫丁・貼丁・供丁とも呼ばれ、多くは正丁と同じ戸内の人丁であったが、衛所内に多くの軍役が

要求される場合には、異姓戸から幫丁を塚集することもあり、これが軍戸という家族的な枠組を打破することになり、軍役の維持は衛所単位で行なわれるようになった。遼東檔案に見る幫丁は正にかようにして成立したが、明末における衛所の変貌には地域差があることを考えると、多様な形態があらうと想像される。又、原籍軍戸において隆慶以後条例化された「聴継」の成立や免役餘丁との関係についても不明な点が多く、更なる究明が必要である。今後の研究に期したい。

## 注

- (1) 于志嘉「明代軍制史研究的回顧与展望」三、「軍戸制度」(『民国以来国史研究的回顧与展望論文集』、国立台湾大学、一九九二年)参照。
- (2) 于志嘉『明代軍戸世襲制度』(台湾学生書局、一九八七年)、「明代軍戸の社会的地位について——科挙と任官において——」(『東洋学報』七一巻三・四号、一九九〇年)、「明代軍戸の社会的地位について——軍戸の婚姻をめぐって——」(『明代史研究』一八号、一九九〇年)、「試論族譜中所見的明代軍戸」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』五七本四分、一九八六年)、「再論族譜中所見的明代軍戸——幾個個案的研究」(『同集刊』六三本三分、一九九三年)等参照。
- (3) 『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』(汲古書院、一九九〇年)所収。
- (4) 于志嘉前掲著書、一〇一―一六頁、三三―四五頁、又、山根幸夫『明代徭役制度の展開』(東京女子大学学会、一九六六年)一一一頁、一六二―一六四頁、一六七頁参照。
- (5) 軍政条例については、筆者は前掲著書の中で簡単に紹介しており(七五―九一頁)、それを参照にされたい。しかし、その後更に何点もの軍政条例を発見しており、機会を待って専論を発表するつもりである。
- (6) 譚編等輯『軍制条例』(方曆二年刊本、内閣文庫蔵本)巻一、「衛所軍絶餘軍撥補」(正統二年)・巻六、「解軍不許隱匿壯丁」(成化十三年)等参照。
- (7) この区分を李竜潜は「明代軍戸制度浅論」(『北京師範学院学报』一九八二年一号)で「郡県軍戸」と「在營軍戸」と呼び分けている。

- (8) 寄籍軍戸の出現によって明初以来の軍戸制度は大きく変貌したが、関係史料が少なく、その実態を把握することは難しい。更なる研究が必要である。
- (9) 聴継と幫貼について原籍軍戸の實質的負担は族譜資料によって、ある程度知ることができる。于志嘉「試論族譜中所見の明代軍戸」参照。
- (10) 山崎清一「明代兵制の研究」(『歴史学研究』九三号、一九四一年)、星斌夫「明代漕運の研究」(日本学術振興会、一九六三年)、川越泰博「明代班軍番上考」(『中央大学文学部紀要』史学科二二号、一九七七年)参照。
- (11) 軍戸に対する雑役の優免について、于志嘉「試論族譜中所見の明代軍戸」六五六―六五七頁参照。
- (12) 『明英宗実録』卷四六、正統三年九月丙戌の条。
- (13) 于志嘉前掲著書七九頁、九九―一〇八頁参照。
- (14) 本稿に引用した遼東檔案は遼寧省檔案館・遼寧省社会科学院歴史研究所編『明代遼東檔案滙編』(遼瀋書社、一九八五年)による。
- (15) 明代には軍戸を管理するために、多数の冊籍が作られていたが、軍祖即ち戸内で最初に軍となった者の名前は記録すべき重要項目であった。譚綸等輯『軍制条例』卷三にある各関係条例参照。
- (16) 当時の遼東では少数の免差人丁を除いた外、すべての軍餘は力差・銀差・糧差のいずれかを負担していた。岡野昌子前掲論文参照。
- (17) 『明代遼東檔案滙編』二二五―二二〇頁参照。
- (18) 于志嘉前掲著書第一章第二節参照。
- (補注1) 本稿は一九九二年に西嶋定生博士頌壽記念論文集編集委員会に投稿したものである。その後、筆者は江西地方を中心に、『明代江西兵制的演變』(『中央研究院歷史語言研究所集刊』六十六本四分、一九九五年)、『明代江西衛所的屯田』(『同集刊』六十七本三分、一九九六年)、『明代江西衛所軍役的演變』(『同集刊』六十八本一分、一九九七年)等を発表した。後者は特に本稿と関係あるから、参照にされたい。

## 清代以降の杜白二湖の水利問題

——在日華僑呉錦堂の整湖をめぐって——

好並隆 司

### 序

杜白二湖の宋代以降、明末までの水利問題については別稿で概要を論述した<sup>(1)</sup>。治水・灌漑のための人造湖という起源をもつ二湖では侵佔、湖田化のケースが頻発しており、整湖を行おうとする府県の長との間に激しい角逐があった。しかし地方政府の財政難から遼餉・癸学・郷兵等の費用を湖田の税収より充当せざるを得ず、ひいては湖田の合法化が明代中葉から進んだのであった。

「整理二湖條款」の冒頭に「清興りて以来、五都防守を失い、奸民堤を毀ち侵湖始まる」とあるように王朝交替のさいの地方行政混乱のなかで奸民による盗湖が再び始まった。『慈溪水利志』<sup>(3)</sup>の「大事記」によると、清代に、康熙二十七年七月、創築外杜湖石堤。

とあり、創朝後凡そ半世紀を経て漸く杜湖の保護策が組上りにのぼる。さらに七十六年を経過して「整理二湖條款」が王相能によって締められた。この内容が清朝初期の両湖の様相を明らかにしているので、ここから本稿を始めたい。